

質問回答書

令和5年8月4日午前9時30分更新

入札番号	5054103
案件名称	令和5年度複合ガス検知器の賃貸借及び保守業務（長期継続契約）
質問回答①	質問 長期継続契約のため『翌年度以降の発注者の予算について削減又は削除があったときは、発注者は、この契約を解約し、又は変更することができる。』条項が入るかと思いますが、それにより受注者に損失が発生する場合は、その損失補填について協議をお願いできますでしょうか。 また過去に予算削減による解除事例はありますか。
	回答 通常のファイナンスリースと同様です。なお、予算削減における解除事例は過去にはありません。
質問回答②	質問 昨今の世界的な半導体不足、今後のコロナ情勢により、生産、納品遅延が生じる可能性はゼロではございません。万が一、予定された開始日から賃貸借開始が困難となった場合は受注者に責のない事由として、違約金や指名停止等の処分対象外としていただけますでしょうか。
	回答 物品供給に係る情勢は理解しておりますが、期日までに納品をお願いします。 納品が間に合わないことによる違約金や指名停止等の処分対象外の扱いについての検討はしていません。

質問回答③	<p>質問</p> <p>賃貸借期間終了後の取り扱いは両方で協議とありますので、受注者の意向を無視して決めることはないという認識でよろしいでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>仕様書1 ページ目、「4 賃貸借期間及び終了後の物品の取扱い」に記載のとおり、「賃貸借期間終了後の物品の取扱いについては両方で協議するものとする。」となっていますので、受注者の意向を無視して決定することはありません。</p>
質問回答④	<p>質問</p> <p>賃貸借期間終了後、受注者に物品返却が生じた場合の費用は発注者、受注者どちらの負担になりますでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>仕様書1 ページ目、「4 賃貸借期間及び終了後の物品の取扱い」に記載のとおり、「また、その取扱いにおいて発生しうる費用は受注者の負担とする。」となっていますので、賃貸借期間終了後、物品返却が生じた場合の費用は受注者の負担となります。</p>